様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025年　2月　10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ゆうげんがいしゃきーらいんえくせる  一般事業主の氏名又は名称 有限会社キーラインエクセル  （ふりがな）みずほり　きぬよ  （法人の場合）代表者の氏名 水堀　絹代  住所　〒284-0042  千葉県四街道市小名木58-1  法人番号　9040002003146  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年　10月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP内の「DXにおける当社の取り組み」の「経営理念」「DX推進における基本方針」において公表  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> | | 記載内容抜粋 | 経営理念  わたしたちは、お客様によろこばれる仕事を通じて、世の中の発展と繁栄に貢献し、あわせて全員の成長をこいねがう。運命共同体としての同士と、  ー、お客様第一主義  二、我社の成長と安定に全力をつくし  三、社員の物と心の向上に努力する  以上三つのメリットが一致するような、経営を行うことにより広く社会に奉仕する。  DX推進における基本方針  キーラインエクセルではデジタル技術を活用し、業務のあらゆるプロセスの効率化を目指します。配送計画や車両運行管理をデータに基づいて最適化し、リアルタイムの追跡システムを導入することで、配送効率と正確性の向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年　10月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP内の「DXにおける当社の取り組み」の「DX戦略」において公表  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> | | 記載内容抜粋 | DX戦略  社員のデジタルスキルの向上を目的としたトレーニングプログラムを提供し、社員全体のデジタルリテラシーを向上させることを基本戦略とする。  ●現行の業務プロセスを分析し、デジタル化が必要な領域を特定する。具体的な取り組みとして、IoTデバイスの活用する。  ●BIツールを利用して、リアルタイムで運行状況や業務指標を視覚化したダッシュボードを作成する。これにより、重要な情報を迅速に把握できるようにする。  ●AIを活用して、過去のデータから運行の傾向を学習させ、需要予測やトラブルの予測を行う。これにより、事前に対策を講じることが可能になる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社HP内の「DXにおける当社の取り組み」の「DX推進体制」「DX人材の育成」において公表  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  当社は2023年より、DXの推進を強化するため、社長直轄のＤＸプロジェクトチームを新設しました。デジタル人材育成・IT導入促進・ITツールの活用サポートを推進してまいります。  DX人材の育成  ●経営層から現場担当者は、DXの基礎やデジタルツールの利用方法を学び、デジタルリテラシーを向上させ、DXプロジェクトを実践し、学んだスキルを現場で活かせることを基本戦略とする。  ●初心者向けプログラムを行い、実務での小さな成功体験を提供し、DXに対する抵抗感を減らすようにする。  ●必要に応じて、協力会社と連携し、知識やスキルを活用する計画をしていく。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社HP内の「DXにおける当社の取り組み」の「DXを進めるための環境の整備」において公表  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> | | 記載内容抜粋 | DXを進めるための環境の整備  DXの推進において、AIはもちろんのこと、PCからモバイルへのシフトは重要な要素となる。AIとモバイル技術を活用することで、業務の効率化や顧客との接点の増加を図ることが期待できる。  ●スマートフォン・タブレットの活用  運送業務や物流管理の現場で、スマートフォンやタブレットを導入し、従業員がリアルタイムで情報にアクセスできるようにする。  ●専用アプリの活用  業務に特化したモバイルアプリを導入し、従業員が現場で簡単に情報を入力・確認できる環境を整備する。  ●リアルタイムデータのアクセス  モバイルデバイスを通じて、運行状況や在庫情報をリアルタイムで確認できるシステムを整備する。これにより、迅速な意思決定が可能にしていく。  ●デジタル署名やバーコードスキャン  受領書や納品書のデジタル署名を導入し、紙の無駄を省く。また、バーコードやQRコードを使用して、貨物の追跡や管理を容易にする。  ●適切なRPAツールの選定  手動入力作業の削減し、手動で入力していたデータを、RPAを使って自動的に入力することで、人的ミスを減らし、作業スピードを向上させる。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年　10月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP内の「DXにおける当社の取り組み」の「DX戦略達成を図る指標」において公表  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> | | 記載内容抜粋 | DX戦略達成を図る指標  ●DXにより、ルート最適化やリアルタイムデータの運用で、平均配送時間が短縮。  ●1回の配送でどれだけ効率的に積載し、さらに積載スペースを最大限活用したことにより、配送回数や燃料消費を削減。  ●保有車両がどれだけ稼働しているかを測定し、DXにより効率的な車両の運用が実現 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　10月　30日 | | 発信方法 | 当社HP内の「DXにおける当社の取り組み」の「代表メッセージ」において公表  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> | | 発信内容 | 代表メッセージ  我々のトラック業界は、物資を運ぶ重要な役割を担い、社会のインフラとして不可欠な存在です。しかしながら、近年の労働力不足や環境負荷の削減、そして労働時間の規制強化といった課題に直面しています。こうした時代の変化に対応し、より持続可能で効率的な物流の実現を目指すため、有限会社キーラインエクセルはDX推進に全力を尽くしています。  DX推進を通じて、配送ルートの最適化、運行管理の自動化、IoTやAIを活用した車両と貨物のデータ連携などを進め、従業員の負担軽減や輸送効率の向上を図ります。これにより、品質の高いサービスをお客様に提供し、持続可能な未来を切り拓くことができると確信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　5月頃　～　　2022年　10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。  <https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html> |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　11月頃　～継続中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行っています。  <https://www.keyline-ex.com/cnt_1/index_23.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。